

学校法人神野学園旅費規程（一部抜粋）

（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）

第 18 条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表第 2 に定める基準により、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両（船室）料金及び座席指定料金による。

2 航空機の利用は、所属長が特に業務上又は経済的な面から必要と認めた場合に限るものとする。

3 交通機関の回数券等があらかじめ旅行者に交付されている場合においては、これを旅費の一部とし、その旅行の当該回数券等に係る旅費は支給しないものとする。

（日当）

第 20 条 日当の額は、旅行の態様の区分に応じた別表第 2 の定額による。

2 前条の規定に係る前日出発又は翌日帰着による当該日の日当は、通常日当の 2 分の 1 を支給する。

3 勤務地より 100km を超える目的地への旅行についての日当は、通常日当を支給する。

4 勤務地より 30km 以上 100km 以下の目的地への旅行は、原則として、日帰り出張とし、近距離日当を支給する。ただし、学園内各部門相互並びに所属長が公用外出と判断した場合、日当は支給しない。

5 前二項の距離は、勤務地から目的地（複数ある場合は、主な目的地）までの最短経路とする。

6 暦上の土日祝日に出張の目的となる業務を行った場合は、1 日につき 1,500 円を休日加算として支給日当に加算する。

7 前項の規定に関わらず、第 24 条に規定する研究出張に該当する場合は休日加算を支給しない。

8 旅行中、宿泊した場合は、宿泊日当として 1 夜につき 2,000 円を支給する。

（宿泊料）

第 21 条 宿泊料の額は、宿泊施設に宿泊した場合に、別表第 2 に記載の金額を上限とした実費を支給する。ただし、やむを得ない事由で上限を超える場合は事前に所属長の承認を受けるものとする。

2 学園が旅行者の宿泊料を支払った場合には、当該宿泊に係る宿泊料は支給しない。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(近距離出張の特例)

第 22 条 省略

(車両使用料)

第 23 条 車両使用料の額は、別表第 2 に定める路程に応じた額による。

(日当及び宿泊料)

第 30 条 日当の額は、別表第 3 の定額による。

2 宿泊料の額は、宿泊施設に宿泊した場合に別表第 3 に記載の金額を上限とした実費を支給する。ただし、やむを得ない事由で上限を超える場合は事前に所属長の承認を受けるものとする。

3 第 20 条第 6 項乃至第 8 項及び、第 21 条第 1 項乃至第 3 項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。ただし、第 20 条第 8 項の宿泊日当の額は外国旅行においては、3,000 円に読みかえるものとする。

(支度料)

第 31 条 支度料の額は、当該出張の旅行期間に応じた別表第 5 の定額による。

2 本邦から外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その出張のための旅行の最初の日から起算して過去 1 年以内であるときは、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額の 2 分の 1 に相当する額による。

15 この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第2 内国旅行の旅費 (第18、20、21、23条関係)

区 分		学長、校長	副学長、副校長、 学監、学部長、学 科長、教室主任、 局長、部長、館長	教員 (教授、准教授、 講師、助教) 事務職員 (課長、係長、 次長、代理、補 佐)	教員 (助手) 事務職員
鉄 道 賃		運賃、急行料金 (学長、校長及び学部長のみグリーン料金)、座席 指定料金 (当該料金を徴する客車の運航がある場合)			
船 賃		1等の運賃、座席指定料金 (当該料金を徴する船舶の運航がある 場合)			
航 空 賃		運賃 (学長、校長及び学部長のみビジネスクラス料金)			
車 賃		実費額			
日 当 (二日につき)	通常日当 勤務地より100km を超える目的地へ の出張	3,000 円	3,000 円	2,500 円	2,000 円
	近距離日当 勤務地より30km 以上100km以下 の目的地へ出張	1,000 円			
	休日加算 (校務出張のみ)	1,500 円			
宿泊日当 (一夜につき)		2,000 円			
宿泊料 (一夜につき)		実 費 (上限 12,000 円)	実 費 (上限 12,000 円)	実 費 (上限 11,000 円)	実 費 (上限 10,000 円)
車両使用料		1 k m 当たり 30 円			

備考

- ① 宿泊施設に宿泊しない場合は、宿泊日当のみ支給する。

別表第3 外国旅行の旅費 (第30条、第31条関係)

1 日当及び宿泊料

区 分	学長、校長	副学長、副校長、 学監、学部長、学 科長、教室主任、 局長、部長、館長	教員 (教授、准教授、 講師、助教) 事務職員 (課長、係長、 次長、代理、補 佐)	教員 (助手) 事務職員
日 当 (一日につき)	7,200 円	7,200 円	6,200 円	5,300 円
休日加算 (校務出張のみ)	1,500 円			
宿泊日当 (一夜につき)	3,000 円			
宿泊料 (一夜につき)	実 費 (上限 25,000 円)	実 費 (上限 25,000 円)	実 費 (上限 20,000 円)	実 費 (上限 18,000 円)

備考

① 宿泊施設に宿泊しない場合は、宿泊日当のみ支給する。

2 支度料

区 分	旅行期間 15 日未満	旅行期間 15 日以上
役 員	25,000 円	35,000 円
職 員	15,000 円	25,000 円